

飼養衛生管理指導等指針の策定の方針（案）について

令和2年5月12日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

家畜伝染病予防法の一部改正を踏まえ、飼養衛生管理指導等指針について、以下の事項を中心とした策定を検討することとしたい。

第1章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 我が国の畜産業の現状

大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にあること、大規模経営においては外国人も含めた雇用労働者が増えていること、特に養豚業では、食品残さを原材料とする飼料利用に関する課題も表面化していることを記載。

II 家畜の飼養衛生管理の指導等を実施する意義

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、様々な対策を総合的に実施していくことが重要だが、特に、飼養衛生管理基準の遵守は、最も重要な発生予防対策の一つであることを記載。

III 国内外における家畜伝染病の発生状況

疾病ごとに国内外の最近の発生状況を記載。

IV 我が国における家畜衛生上の課題

国、都道府県、市町村及び生産者団体が、家畜衛生の推進に係る協働体制を構築することの重要性を記載。また、衛生管理区域の境界明確化、動物用医薬品の適正使用、野生動物対策の重要性等を記載。

更に、飼養衛生管理基準が定められた家畜毎に、特徴的飼養形態に基づく家畜衛生上の課題とともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底等の重要性を記載。法定伝染病だけではなく、生産性向上を阻害する慢性疾病対策における課題も

記載。

V 基本的な方向

第一に、飼養衛生管理者が自己点検を行うことを記載。また、都道府県は、毎年、優先的に指導等を行う畜種、地域、事項等を公表し、自己点検等を踏まえ、必要な場合は、立入検査により飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、指導等を実施することを記載。そのほか、家畜所有者等による自主的な取組への助長、ICTの活用の検討を進めること等を記載。

第2章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき項目

飼養衛生管理基準が定められた家畜毎に、飼養衛生管理マニュアルの策定、衛生管理区域の適切な設定、野生動物の侵入防止対策、衛生管理区域内の整理整頓及び消毒等の同基準上で特に重点的に指導等を行うべき項目を明示。また、生産性向上を阻害する慢性疾病対策を明示。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

所有者等による家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境整備、平時からの訓練、埋却地の確保等の重要性を記載。

III 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

指導等を行う場合は、文書にて行うこと、改善に必要な期間は2週間とすること、ICTの活用の検討を進めること等を記載。

第3章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

民間獣医師等の家畜防疫員への任命促進、修学資金の活用等による都道府県の獣医師職員の確保、公衆衛生部局の獣医師職員や獣医師以外の職員の任命促進など家畜防疫員の確保対策、並びに家畜衛生講習会等の充実、ICT等の活用の検討、都道府県が行う研修等への技術的助言など家畜防疫員の育成に関する

る事項を記載。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

衛生管理区域が近接している場合など、一人の飼養衛生管理者で複数の衛生管理区域を管理することができること、都道府県は研修の機会を年に1回以上提供することなど、飼養衛生管理者の選任及び研修に関する事項、また、国又は都道府県は、飼養衛生管理者に迅速に必要な情報を直接提供することを記載。

III その他指導等の実施体制に関する事項

都道府県は、別途示す様式により、その年の指導計画の実施状況及び家畜防疫員の確保状況を国へ報告すること、命令違反者については、原則、農場の名称、代表者名、所在地、違反事由、出荷先等を公表すること、国は都道府県の取組状況に関し、年に1回公表するほか、適宜、優良事例や注意喚起を行うべき事例等を公表すること等を記載。

第4章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

関係都道府県は地域ごとに協議会を組織し、平時には、最新の科学的知見等の情報提供、防疫演習等の協働実施、発生時に備えた連携協議のほか、発生時には、人員及び資材の融通、県境防疫措置の連携等を行うことを記載。

また、各都道府県は、関係市町村と相互に連携するため、協議会等を設置するよう努めること等を記載。

II 家畜所有者及びその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

国は、都道府県、市町村、生産者団体等と連携し、家畜所有者による自主的な連携の取組を促進するとともに、技術的助言等を行うこと、国又は地方公共団体は、生産者団体、獣医師会、猟友会等が相互に連携するための協議会等の設置を促し、特に、飼養衛生管理者が行う自己点検等に対する助言を行うよう促進すること等を記載。

Ⅲ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する方針

具体的なサーベイランスの対象疾病、その方法、地域設定の考え方等については、令和2年度以降、「家畜の伝染性疾病に係るサーベイランス検討会」において検討を進めること等を記載。

Ⅳ 発生時の緊急的対応に関する方針

家畜伝染病の発生時には、発生地域周辺の農場に対する緊急点検を速やかに実施すること等を記載。

Ⅴ 通常の家畜飼養農場以外の場所に係る対応に関する方針

観光牧場、愛玩動物飼育者等についても、本指針及び飼養衛生管理指導等の対象とすることを記載。